

平成27年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市河原町お城山展望台及び河原町中央公園の管理運営費(※うち「河原町中央公園」)	都市環境課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
13,835	平成 28 年 ～ 32 年度					13,835

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市都市公園条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた河原町中央公園の運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

河原町中央公園の管理運営に関する業務。

【これまでの関連する取組み】

平成18年度より指定管理者制度へ移行している施設であり、指定管理者による民間の能力を活用し、住民サービスの向上、経費の節減などを図りつつ効果的、効率的な管理運営を行なっている。

現指定管理者 風土資産研究会

指定管理料	H23 2,700千円	H24 2,700千円	H25 2,700千円
	H26 2,777千円	H27 2,777千円	計 13,654千円
	(前回債務負担行為額 13,656千円)		

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理業者の指定及び告示。
5. 2～3月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理業者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。